

# 一般社団法人Be Reborn定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 当法人は、一般社団法人Be Reborn(以下「当法人」という。)と称する。

### (事務所)

第2条 当法人は主たる事務所を奈良市に置く。

### (目的)

第3条 当法人は、更生保護事業の協力組織として、刑務所出所者等の適切な就労先を確保し、職場への定着を支援することにより、刑務所出所者等の再犯防止、奈良県の更生保護の充実発展に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 刑務所出所者等を実際に雇用し、職場定着を図るための支援を行う協力雇用主に対する協力及び支援
- (2) 奈良県保護司会連合会に対する連絡及び調整
- (3) 地区協力雇用主会に対する連絡及び調整
- (4) 協力雇用主及び地区協力雇用主会に関し必要な資料及び情報の収集
- (5) 出所者等、協力雇用主に対する研修
- (6) その他本会の目的達成に必要な事項

### (公告の方法)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第2章 役員

### (入社)

第6条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

- 2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

### (経費等の負担)

第7条 社員は、当法人へ必要な経費を支払う義務はない。

### (退社)

第8条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1ヵ月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

### (除名)

第9条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

### (社員の資格喪失)

第10条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。

- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 除名されたとき。
- (4) 総社員の同意があったとき。

### 第3章 社員総会

#### (開催)

第11条 定時社員総会は毎事業年度末日の翌日から3ヵ月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

#### (招集)

第12条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

- 2 社員総会の招集通知は、会日より20日以上期間をもって社員に対して発する。緊急についてはこの限りではない。

#### (決議の方法)

第13条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

#### (議決権)

第14条 社員は、各1個の議決権を有する。

#### (議長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

#### (議事録)

第16条 社員総会の議事については、法令の定めるところによる議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

### 第4章 役員

#### (役員)

第17条 当法人に、理事2名以上を置く。

- 2 理事のうち1名を代表理事とする。

#### (選任)

第18条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

- 2 代表理事は、理事の互選によって定める。

#### (任期)

第19条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

#### (理事の職務及び権限)

第20条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

- 2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

#### (解任)

第21条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。  
(報酬等)

第22条 理事の報酬は、発生しない。

## 第5章 計算 (事業年度)

第23条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から(翌年)3月31日までとする。  
(事業計画及び収支予算)

第24条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。  
これを変更する場合も、同様とする。

## 第6章 附則 (最初の事業年度)

第25条 当法人の最初の事業年度は、当法人設立の日から令和6年3月31日までとする。

### (設立時の役員)

第26条 当法人の設立時理事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

住 所 奈良市東九条町1279番地の1

設立時理事 森本 勝也

住 所 奈良市登美ヶ丘二丁目4番1号

設立時理事 森山 憲克

住 所 奈良市杉ヶ町8番地の1

シャームゾンプレミアサイプレス303号

設立時理事 津布久 伊左男

住 所 奈良市東九条町1279番地の1

設立時代表理事 森本 勝也

### (法令の準拠)

第27条 本定款に定めのない事項は、全て一般社団法人法その他の法令に従う。

### (設立時社員の氏名及び住所)

第28条 当会社の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりとする。

住 所 奈良市東九条町1279番地の1

設立時社員 森本 勝也

住 所 奈良市登美ヶ丘二丁目4番1号

設立時社員 森山 憲克

住 所 奈良市杉ヶ町8番地の1

シャームゾンプレミアサイプレス303号

設立時社員 津布久 伊左男

以上、一般社団法人Be Rebornを設立のため、設立時社員森本勝也外2名の定款作成代理人である司法書士法人LSRコンサルティング(代表社員 平方 貴之)は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和5年10月27日

設立時社員 奈良市東九条町1279番地の1  
森本 勝也

設立時社員 奈良市登美ヶ丘二丁目4番1号  
森山 憲克

設立時社員 奈良市杉ヶ町8番地の1  
シャームゾンプレミアサイプレス303号  
津布久 伊左男

上記設立時社員3名の定款作成代理人

奈良市大宮町六丁目1番地の1 新大宮駅前ビル4階  
司法書士法人LSRコンサルティング  
代表社員 平方 貴之

司法書士法人  
LSRコンサルティング  
代表社員 平方貴之